

児童生徒数や教職員数などの学校規模から見た 肢体不自由特別支援学校の現状と課題

Study of Current Status and Issues in Schools for the Special Needs
Education of Physically Disabled:
Focusing on school size of the number of students and the number of staff.

柴垣 登
SHIBAGAKI Noboru

I 問題の所在

2006（平成18）年6月に学校教育法の改正が行われ、2007（平成19）年4月から特別支援教育制度がスタートした。この制度改正は、2005（平成17）年12月に出席された中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会の答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」¹⁾（以下「平成17年答申」）において、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向が示されたことに基づいている。2007（平成19）年4月に出席された文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について（通知）」²⁾（以下「平成19年通知」）では、平成17年答申に示された理念とともに、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの」であることが示された。同通知では、特別支援学校について「これまでの盲・聾・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりを進めることが求められた。

平成19年通知を踏まえ肢体不自由者である幼児児童生徒を対象とする特別支援学校（以下「肢体不自由特別支援学校」）においても、肢体不自由はもとより、様々な障害種に対応することができる体制づくりを進めることが求められている。

平成17年答申や平成19年通知を待たず、2004（平成16）年の段階で、肢体不自由養護学校³⁾に肢体不自由の他、知的障害、言語障害等の障害を一つまたは二つ以上併せ有する重複障害者が多く在籍していることや、非常に障害の重い重複障害者まで多様に在籍していることが指摘されている（古川2004）。特別支援教育制度に移行後の2009（平成21）年3月に公示された特別支援学校学習指導要領は、「社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実する」ことを基本方針として改訂が行なわれた。高等部学習指導要領の第1章第2節第4款の5には「(2) 複数の種類の障害を併せ有する生徒については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること」が示されている。これは生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や支援が求められており、これらの生徒に応じた指導を一層推進する必要があるという認識に基づいて、同指導要領において新たに示されたものである⁴⁾。

また、障害の重度・重複化、多様化の問題と合わせて、特別支援学校が様々な障害種に対応することが求められる中で肢体不自由特別支援学校において生じる課題として、肢体不自由児の教育の場が分散することや、肢体不自由教育の専門性の豊

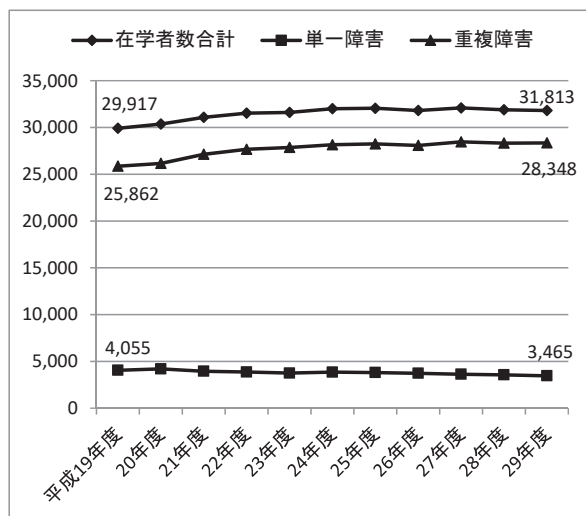
かな教師の分散化が生じることが予測されていた（筑波大学附属桐が丘特別支援学校 2008、長沼 2010）。これらの予測も踏まえて、肢体不自由特別支援学校の現在の状況がどのようになっているのかを明らかにすることが、今後の肢体不自由教育の充実をはじめ、肢体不自由と他の障害を重複する幼児児童生徒の教育の充実を図っていくための方策を検討する上で必要であると考え。そのため本稿では、全国特別支援学校長会が実施した 2018（平成 30）年度実態調査⁵⁾のデータに基づいて、肢体不自由特別支援学校の現状を分析し、それらを踏まえた教育課程編成・実施、指導法の工夫、教職員の専門性向上など今後取り組むべき課題などに言及する。同調査のデータだけでは不明な部分については、該当校のホームページ等を閲覧し補足した。なお、本稿で示す肢体不自由特別支援学校数などの数字は、あくまで同調査のデータに基づいており、他の調査等の数字と異なる場合がある。

Ⅱ 肢体不自由特別支援学校在籍者の状況の推移

2019（平成 30）年度の状況を見る前に、まず、2007（平成 19）年度以降の肢体不自由特別支援学校における在籍者の状況の推移を確認しておく。

1 在籍児童生徒の障害の重複化

図 1 は、特殊教育から特別支援教育制度に移行した 2007（平成 19）年度以降の肢体不自由特別



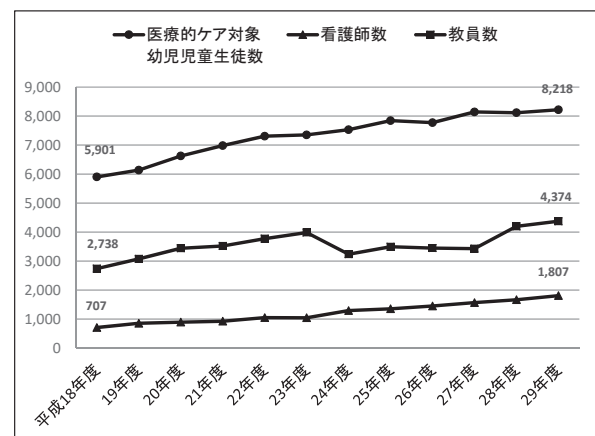
各年度の文部科学省『特別支援教育資料』より作成
図 1 肢体不自由特別支援学校在籍者数の推移

支援学校在籍者の推移を示したものである。全体の在籍者数は 2007（平成 19）年度の 29,917 人から 2017（平成 29）年度の 31,813 人へと約 200 人の増加であるが、重複障害の在籍者数は 2007（平成 19）年度の 25,862 人から 2017（平成 29）年度の 28,348 人へと約 2,500 人増加している。この間の重複障害率（重複障害の在籍者数を全体の在籍者数で除したものを算出すると⁶⁾、2007（平成 19）年度は 86.4%、2017（平成 29）年度は 89.1%となり非常に高い割合を示している。2017（平成 29）年度の特別支援学校全体の重複障害率が 26.9%であることからみても、肢体不自由特別支援学校における重複障害率は非常に高くなっている状況があり、障害の重度化や多様化とも合わせ、教育課程の編成や日々の指導・支援をどうするかなど大きな課題となっている。

2 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加

特別支援学校では、障害が重度でかつ重複しており、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアの実施や健康状態の管理に特別な配慮が必要な児童生徒に対して、看護師等を中心としながら教員が看護師等と連携協力して医療的ケアを実施している。

図 2 は、2006（平成 18）年度から 2017（平成 29）年度の特別支援学校における医療的ケア対象幼児児童生徒数・看護師数等の推移を示したものである。幼児児童生徒数は約 1.4 倍に増加しており、それに伴い医療的ケアを行なっている看護師数、教員数も増加している。



平成 29 年度文部科学省『特別支援教育資料』より
図 2 医療的ケア対象幼児児童生徒数等の推移

2017（平成 29）年度の文部科学省『特別支援教育資料』によれば、医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在籍している学校数は、都道府県・政令指定都市の合計で 636 校となっている。校種は知的障害が 405 校、肢体不自由が 327 校⁷⁾と知的障害を対象とする学校が最も多くなっている。詳細が公表されていないため、公表されている数値からの推測となるが、知的障害を対象とする学校と肢体不自由を対象とする学校の中には知的障害教育部門と肢体不自由教育部門とを併せ有する学校が 138 校あり、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の多くは肢体不自由のある幼児児童生徒であると考えられる。そのような状況の中で、最近では人工呼吸器の管理をはじめとする高度な医療的ケアへの対応の必要性が出てきており⁸⁾、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加や医療的ケアの内容の高度化などの課題にどのように対応していくかは肢体不自由特別支援学校における大きな課題となっている。

Ⅲ 肢体不自由特別支援学校の現状

1 学校数と内訳

2019（平成 30）年度の肢体不自由特別支援学校数は 291 校であった。その内訳は表 1 の通りである。肢体不自由単独の学校（以下「単独校」）数が 118 校、知的障害等の教育部門との併置校（以下「併置校」）数が 173 校と併置校の方が多くなっていた。また、療育施設・病院等に設置される分校・分教室数は 48 となっていた。なお、国立が 1 校、私立が 1 校であり、他は全て公立であった。

表 1 肢体不自由特別支援学校の内訳

設置形態	学校数
単独校	118
併置校	173
分校・分教室	48

2 学校の設置状況

都道府県別に学校の設置状況をみると、設置のパターンは大きく 6 つに分けられた。

- ①肢体不自由単独校のみ設置
- ②中心校として単独校を設置し、他は併置校

- ③単独校を補完する形で併置校を設置
- ④単独校と併置校がほぼ同数
- ⑤併置校のみ設置（総合制⁹⁾を含む）
- ⑥市立が単独校、県立は併置校

これらのうち、④が最も多く 14 県、次いで①、②、③がそれぞれ 9 県、⑤が 5 県、⑥が 1 県であり、単独校と併置校の両方を設置している県が多くなっていた。

3 設置年度

表 2 は、設置年度から見た学校の状況である。

単独校では、1960 年～1969 年に設置された学校が 38 校（32.2%）と最も多くなっていた。養護学校義務制が実施された 1979 年以前に設置された学校数を合計すると 73 校（61.9%）となっていた。特別支援学校制度に移行した 2007 年前後を基準として見ると（この表では 2009 年）、それ以前の設置学校数は 113 校（95.8%）となり、単独校のほとんどは特別支援学校制度に移行する以前に設置されていた。

併置校では、1970 年～1979 年に設置された学校が 41 校（23.7%）と最も多くなっていた。養護学校義務制が実施された 1979 年以前に設置された学校数は合計すると 65 校（37.6%）となっていた。1980 年以降に設置された学校は 108 校（62.4%）と、養護学校義務制以降に設置された学校の方が多くなっていた。また、特別支援学校制度に移行した後の 2010 年以降の設置校も 34 校（19.7%）あり、単独校と比較しても新しい学校の割合が多くなっていた。

表 2 設置年度から見た学校の状況

設置年度	学校数		
	単独校	併置校	分校・分教室
～1959 年	5	6	0
1960～1969 年	38	18	2
1970～1979 年	30	41	1
1980～1989 年	31	33	13
1990～1999 年	5	15	4
2000～2009 年	4	26	13
2010 年～	5	34	14

分校・分教室では、養護学校義務制が実施された1979年以前に設置された学校は3校（6.4%）と少なく、ほとんどの分校・分教室は養護学校義務制以後に設置されていた。

4 対象とする障害種

表3は、併置校と分校・分教室が対応する障害種別から見た学校の状況である。視＝視覚障害、聴＝聴覚障害、知＝知的障害、肢＝肢体不自由、病＝病弱である。

併置校では、知・肢の2種類に対応する学校が最も多く124校（71.7%）となっていた。他は、知・肢・病に対応する学校が17校（9.8%）、肢・病に対応する学校が20校（11.6%）となっていた。視、聴に対応する学校は多くなく、視・聴・知・肢に対応する学校は1校、視・聴・知・肢・病に対応する学校は6校、視・肢・病に対応する学校と聴・知・肢に対応する学校がそれぞれ1校ずつとなっていた。また、聴・知・肢・病に対応する学校は3校であった。

分校・分教室では、肢体不自由に対応する分校・分教室が26校（55.3%）と最も多く、知・肢に対応する分校・分教室が16校（34.0%）、知・肢・病に対応する分校・分教室が5校（10.6%）となっていた。

表3 対象とする障害種

障害種別	学校数	
	併置校	分校・分教室
肢		26
視・聴・知・肢	1	0
視・聴・知・肢・病	6	0
視・肢・病	1	0
聴・知・肢	1	0
聴・知・肢・病	3	0
知・肢	124	16
知・肢・病	17	5
肢・病	20	0

5 児童生徒数

表4は、幼児児童生徒数（以下「児童生徒数」）から見た学校の状況である。

単独校では、50人以下の学校が31校（26.3%）、51人～100人の学校が39校（33.1%）、101人～

150人の学校が31校（26.3%）とほぼ同じような数になっていた。50人以上150人以下の学校数を合算すると全体の59.3%となり、この規模の学校が半数を超えていた。また、151人～200人の学校が12校（10.2%）、201人以上の学校が5校（4.2%）あり、割合は少ないが大規模の学校もあった。最多の学校の児童生徒数は237人、最少の学校の児童生徒数は12人¹⁰⁾となっており、大きな差があった。1校当たり児童生徒数の平均は90.2人であった。

表4 児童生徒数から見た学校の状況

児童生徒数	学校数		
	単独校	併置校	分校・分教室
50人以下	31	68	46
51～100人	39	16	1
101～150人	31	3	0
151～200人	12	0	0
201人以上	5	0	0

併置校¹¹⁾では、50人以下の学校が68校（78.2%）、51人～100人の学校が16校（18.4%）、101人以上の学校が3校（3.4%）となっており、50人以下の規模の学校がほとんどであった。最多の学校の児童生徒数は110人、最少の学校の児童生徒数は1人となっていた。1校当たり児童生徒数の平均は32.6人であった。50人以下の学校では児童生徒数が一桁の学校が16校（18.4%）、10人台の学校が19校（21.8%）、20人台の学校が14校（16.1%）あり、これら児童生徒数30人未満の学校を合わせると87校中の49校（56.3%）となり、併置校における肢体不自由教育部門の小規模化がうかがわれた。

分校・分教室¹²⁾では、50人以下の学校が46校（97.9%）、50人以上の学校は1校（2.1%）であった。表5は、分校・分教室の児童生徒数の状況をさらに細かく見たものである。20人以下の学校が32校（68.1%）と最も多く、他も1校を除いて50人以下となっていた。1校当たり児童生徒数の平均は16.4人であった。

表5 児童生徒数から見た分校・分教室の状況

児童生徒数	学校数
10人以下	18
11～20人	14
21～30人	7
31～40人	5
41～50人	2
51人以上	1

※「10人以下」には児童生徒数が0の分校・分教室が4校含まれる。

6 常勤教職員数

表6は、常勤教職員数¹³⁾（以下「教職員数」）から見た学校の状況である。

単独校では、50人以下の学校が25校（21.2%）、51人～100人の学校が47校（39.8%）、101人～150人の学校が34校（28.8%）となっており、この規模の学校が全体の89.8%を占め、最も多くなっていた。しかし、151人～200人の学校が10校（8.5%）、201人以上の学校が2校（3.6%）と割合は少ないが大規模の学校もあった。最多の学校の教職員数は209人、最少の学校の教職員数は17人となっており、大きな差があった。1校当たり教職員数の平均は、91.8人であった。

表6 教職員数から見た学校の状況

教職員数	学校数		
	単独校	併置校	分校・分教室
50人以下	25	20	43
51～100人	47	8	0
101～150人	34	3	0
151～200人	10	0	0
201人以上	2	0	0

※「分校・分教室」は在籍者が0のため教職員が配置されていない学校が4校あり、合計数は43校となっている。

併置校¹⁴⁾では、50人以下の学校が20校（64.5%）、51人～100人の学校が8校（25.8%）、101人以上の学校は3校（9.6%）となっており、50人以下の学校が最も多かった。最少の学校の教職員数は4人、最多の学校の教職員数は131人となっていた。1校当たり教職員数の平均は、44.2人であった。50人以下の学校の平均教職員数は22.3人となっており、教職員数からも併置

校における肢体不自由教育部門の小規模化がうかがわれた。

分校・分教室では、すべての学校が50人以下であった。表7は、分校・分教室の教職員数の状況をさらに細かく見たものである。20人以下の学校が30校（69.8%）と最も多く、他の学校も50人以下となっていた。1校当たり教職員数の平均は16.7人であった。

表7 教職員数から見た分校・分教室の状況

教職員数	学校数
10人以下	17
11～20人	13
21～30人	8
31～40人	4
41～50人	1
51人以上	0

7 設置学部

表8は、設置学部から見た学校の状況である。

幼＝幼稚部、小＝小学部、中＝中学部、高＝高等部、訪＝訪問教育部である。

単独校では、小・中・高等部が設置されている学校が最も多く97校（82.2%）となっていた。訪問教育部を設置している学校は50校（42.4%）であった。幼稚部が設置されているのは8校（6.8%）と少なくなっていた。また、ほとんどの学校に高等部が設置されており、小学部のみ、小・中学部のみ、小・中・高等部のみの学校は10校と非常に少なくなっていた。

併置校では、小・中・高等部が設置されている学校が最も多く86校（49.7%）となっており、小・中・高等部と併せて訪問教育部も設置している学校が61校（35.3%）となっていた。小・中・高等部と併せて幼稚部が設置されている学校が14校（8.1%）あり、これらも合すると小・中・高等部の設置校は161校（93.1%）となり、ほとんどの学校が小・中・高等部を設置していた。訪問教育部が設置されている学校は75校（43.4%）であった。

分校・分教室では、小・中・高等部が設置されている分校・分教室が最も多く16校（34.8%）、小・中が設置されている分校・分教室が11校

(23.9%)となっていた。設置学部状況は多様であり、小のみ、高のみの分校・分教室の数が単独校や併置校に比べて多くなっているが、これらは設置場所が小学校、高等学校内にあるものであった。

表8 設置学部から見た学校の状況

設置学部	学校数		
	単独校	併置校	分校・分教室
幼・小・中	0	0	1
幼・小・中・高	6	4	0
幼・小・中・訪	0	1	0
幼・小・中・高・訪	2	10	0
小	1	0	4
小・中	9	4	11
小・高	0	0	1
小・訪	0	0	1
小・中・訪	0	2	2
小・中・高	49	86	16
小・中・高・訪	48	61	2
中	0	0	1
中・高	1	0	1
高	2	4	5
高・訪	0	0	1

※1校は不明

※訪問教育を実施しているが、訪問教育部を設置していない学校は「訪」には加えていない。

8 児童生徒の重複率

単独校では、在籍する児童生徒の総数は10,640人、そのうち重複障害の児童生徒数は8,653人で、複数の障害を併せ有する児童生徒の割合(重複率)は、81.3%となっていた。

併置校では、肢体不自由だけの数が計上されていると判断できた87校に在籍する児童生徒数の総数は2,840人、そのうち重複障害の児童生徒数は2,600人で、重複率は、91.5%となっていた。

分校・分教室に在籍する児童生徒数の総数は531人、そのうち重複障害の児童生徒数は351人で、重複率は、66.1%となっていた。ただし、総数には知的障害単一の児童生徒も含まれるため、肢体不自由に限った重複率とはなっていない。

9 寄宿舎

単独校では、寄宿舎を設置している学校は37

校となっており、設置率は31.4%であった。

併置校では、寄宿舎を設置している学校は22校となっており、設置率は12.7%であった。

分校・分教室では、寄宿舎を設置している学校はなかった。

10 看護師の配置状況

単独校では、医療的ケアを実施する看護師を配置している学校は102校(86.4%)となっていた。看護師の配置形態は、常勤のみが27校(26.5%)、常勤と非常勤の両方が27校(26.5%)、非常勤のみが48校(47.1%)となっていた。

併置校では、医療的ケアを実施する看護師を配置している学校は149校(87.3%)となっていた。看護師の配置の形態は、常勤のみが35校(23.5%)、常勤と非常勤の両方が34校(22.8%)、非常勤のみが80校(53.7%)となっていた。

分校・分教室では、医療的ケアを実施する看護師を配置している分校・分教室は、教職員が配置されている43校中13校(30.2%)となっていた。看護師の配置の形態は、常勤のみが2校(15.4%)、非常勤のみが11校(84.6%)となっていた。

11 専門職の配置状況

単独校では、理学療法士(PT)・作業療法士(OT)、言語療法士(ST)等の専門職(以下「専門職」)を配置している学校は27校(22.9%)となっていた。専門職の配置形態は、常勤のみが14校(51.9%)、常勤と非常勤の両方が3校(11.1%)、非常勤のみが10校(37.0%)となっていた。

併置校では、専門職を配置している学校は53校(30.6%)となっていた。専門職の配置形態は、常勤のみが23校(43.4%)、常勤と非常勤の両方が6校(11.3%)、非常勤のみが24校(45.3%)となっていた。

分校・分教室では、専門職を配置している学校は、教職員が配置されている43校中1校(2.3%)のみとなっていた。専門職の配置形態は、常勤となっていた。

12 分校・分教室の設置場所

表9は、分校・分教室の設置場所の状況である。病院や医療センター等に設置されている分校・分教室が20校（42.6%）あり、療育施設内にある分校・分教室と合すると24校（51.1%）と最も多くなっていた。小学校や中学校、高等学校の敷地内に設置されている分校・分教室が13校（27.7%）、独立して設置されている分校・分教室が10校（21.3%）となっていた。

表9 分校・分教室の設置場所

設置場所	学校数
独立して設置	10
医療機関	20
小中高の校内	13
療育施設	4

IV 考察

全国特別支援学校長会が実施した2018（平成30）年度実態調査のデータに基づいた上記の分析結果をもとに、肢体不自由特別支援学校の現在の状況と課題について考察する。

特別支援教育制度に移行する前年の2006（平成18）年度の肢体不自由養護学校数は197校（分校15校を含む）であった¹⁵⁾。2018（平成30）年度には単独校が118校、併置校が173校、分校・分教室は48校となっていた（表1）。この間、肢体不自由特別支援学校在籍者数は微増している（図1）。在籍者数が微増であるのに対して、肢体不自由特別支援学校数は増加している。このことは、肢体不自由のある児童生徒が、多くの特別支援学校に分散して在籍していることを示していると考えられる。単独校では在籍者数が51人以上の学校が73.7%を占め、一定の規模が保たれていたが、併置校では、肢体不自由のある児童生徒数が50人以下の学校が78.2%を占めており、肢体不自由教育部門の小規模化が見られた（表4）。児童生徒の分散化は教職員の分散化とも関連しており、単独校では教職員数51人以上の学校が78.8%を占めていたが、併置校では教職員数50人以下の学校が64.5%を占めていた（表6）。このような状況は分校・分教室においても同じような状況が見られている（表4、6）。

これまでから、肢体不自由のある児童生徒の障害特性を踏まえた様々な指導法の開発や指導上の配慮や工夫は、肢体不自由特別支援学校における教職員間の連携や協働の中で行われてきている。そして、その成果が校内研修や日々の職務を通じて、肢体不自由教育の経験や専門性の豊かな教職員から、経験が浅く専門性の低い教職員へと伝達・共有されることによって、教職員の専門性の向上に寄与してきている。今後肢体不自由児の教育の場が増え、肢体不自由教育の専門性の豊かな教職員の分散化が進むことによって、そのような連携や協働、校内研修や日々の職務を通じての伝達・共有の機会が少なくなり、肢体不自由教育に携わる教職員の専門性の低下を招くおそれがある。その問題にどのように対応していくかは、今後の肢体不自由特別支援学校における大きな課題であるといえる。

在籍者の重度・重複化、多様化については、重複率が単独校では81.3%、併置校では91.5%となっていた（Ⅲ-8）。看護師については、単独校では86.4%の学校に配置され、併置校では87.3%に配置されている（Ⅲ-10）。一方で肢体不自由単一の児童生徒も在籍するため、これらの児童生徒には学年相当の学力保障も行なう必要があり、学年相当の小・中・高等学校に準じた教育課程が必要となる。在籍者の重度・重複化にともなって医療的ケアの実施などの対応、肢体不自由単一の児童生徒から重度・重複の児童生徒まで在籍者の多様化が進むなかで、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行なうための教育課程の編成や実施などの対応を行なっていくことが求められている。そのため専門職の活用も図られているが、専門職の配置の状況は、単独校で22.9%、併置校で30.6%、分校・分教室では2.3%となっている（Ⅲ-11）。教職員間の連携や専門職との連携、医療機関等との連携を含めて、重度・重複化、多様化の問題にどのように対応していくかは、今後の肢体不自由特別支援学校における大きな課題であるといえる。

また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育が推進されていく中で、地域の幼稚園や小・中・高等学校

に在籍する肢体不自由のある幼児児童生徒数が増加している¹⁶⁾。そのような状況の中で、肢体不自由特別支援学校には、これらの幼稚園や小・中・高等学校へ専門的な助言や支援を行なうセンター的機能の発揮が求められており¹⁷⁾、その面からも肢体不自由特別支援学校の専門性の向上は大きな課題となっている。

肢体不自由児が、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を、適切な場で受けることを実現していくという意味で肢体不自由児の教育の場が広がることは望ましいことである。ただし、それは、どの場であっても専門性のある教師による指導や支援、必要な施設・設備が保障されることが前提となる。肢体不自由特別支援学校における現状と課題を踏まえ、肢体不自由児がどの場であっても、必要な施設・設備の中で専門性のある教師によって一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を受けられるようにするための方策を考えていくことが必要である。

V 今後の課題と方向性

肢体不自由特別支援学校においては、これまでから「小・中・高等学校の各教科を中心とした教育課程」、「小・中・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」、「知的障害特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」、「自立活動を中心とした教育課程」など、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に合わせて多様な教育課程が編成・実施され、指導上の工夫や配慮が行われている。

そのような実践を踏まえつつ、肢体不自由児や専門性の豊かな教員の分散化、児童生徒の重度・重複化、多様化への対応、センター的機能の発揮への今後の対応策としては、例えば肢体不自由単独校を中心校として、他は併置校として設置している県があるが（Ⅲ-2）、単独校を県の肢体不自由教育のセンター校として位置付け、その学校を中心にして教員の研修や、教育課程、指導法等の研究を行い、その成果を併置校に波及していくなどの対応が考えられる。各県の設置状況等も踏まえながら、個々の肢体不自由特別支援学校において、専門性の向上や人材育成、授業力の向上など

の課題とも関連させながら、教育課程の編成・実施、指導上の工夫や配慮をどのように行なっているのかを調査し、より良い実践を参考にしながら、他の肢体不自由特別支援学校にも波及できる適切な方策を検討していくことが今後の課題である。

附記

最後に、調査データの使用を快くご許可いただいた全国特別支援学校長会にお礼を申し上げる。

【註】

- 1) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/icsFiles/afieldfile/2017/09/22/1212704_001.pdf (2018.8.9)
- 2) 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm (2018.8.9)
- 3) 学校教育法が改正され、平成19年4月1日よりそれまでの盲学校・聾学校・養護学校は、法律上特別支援学校という名称になった。本稿では、平成19年3月以前については養護学校を、平成19年4月以降については特別支援学校という名称を使用する。
- 4) 文部科学省（2009）『特別支援学校学習要領解説 総則等編（高等部）』第2編第2部第1章第8節「教育課程編成・実施上の配慮事項」の「5教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項」の「(2)重複障害者の指導」より。
- 5) この調査は、全国特別支援学校長会が毎年4月～5月にかけて、会員である全国の特別支援学校（分校、分教室を含む）の実態を把握するために、悉皆で対象の障害種、教職員数、設置学部、児童生徒数、寄宿舎の有無などを調査しているもの。回答はパソコン上で所定のフォーマットに入力し、同校長会事務局にデータで提出する。回収率は100%である。結果の発表は、6月に開催される全国特別支援学校長会研究大会において電子媒体（CD）で会員である校長に配布される。報告書の刊行、WEB上での公開は行われていない。
また、調査結果は学校ごとに示され全体の集計は行われていないため、本稿では筆者が肢体不自由特別支援学校分を集計した上で分析したデータを用いた。
- 6) 文部科学省平成29年度『特別支援教育資料』のデータから算出。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm (2018.8.15)
- 7) 対応する障害種が複数ある学校は、それぞれの障害種で重複してカウントされているため、全体の学校数と障害種別の学校数を合計した数は一致しない。
- 8) 文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検

討会議の設置について」より。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1400340.htm (2018.8.5)

- 9) 障害種ごとの教育部門を設置するのではなく、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の全ての障害種に対応する支援学校をいう。
- 10) 該当校は肢体不自由児施設の隣接校であった。肢体不自由単独校の場合、肢体不自由児施設や小児医療センター等に隣接・併設する学校が多い。学校の特色としてそのような隣接・併設していることを明記している学校が41校あった。
- 11) 2018（平成30）年度実態調査では、併置校の場合、記載されている児童生徒数や教職員数などが、肢体不自由だけの数が計上されている場合と、他の障害種との合算で計上されている場合があり、ここで示した数字は、児童生徒数や重複率、教職員数などから肢体不自由だけの数が計上されていると判断できた87校（全併置校173校中の50.3%）を対象とした数字である。そのため、併置校の状況を正確に反映していない可能性がある。以下、「8 児童生徒の重複率」においても、この87校の数字を使用している。
- 12) 2018（平成30）年度実態調査では、分校数は27、分教室数は21であったが、設置年、児童生徒数などが不明の分校が1校あり、集計からは除いている。
- 13) ここでいう常勤教職員数とは、教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤講師、常勤の実習助手・看護師・介助員・専門職・寄宿舎指導員・事務職員・一般用務・その他職員の数を合計したものであり、校長・副校長・教頭及び非常勤の教職員は含まない。
- 14) ここでの数字は、肢体不自由だけの数が計上されていると判断できた87校から、児童生徒数との割合や寄宿舎の有無などにより計上されている教職員数が肢体不自由

担当の教職員数であると判断できた31校の状況である。

- 15) 文部科学省平成29年度『特別支援教育資料』より。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm (2018.8.26)
- 16) 肢体不自由があり、特別支援学校に就学することが適当であると判断された児童生徒のうち、平成29年度の小学校特別支援学級在籍者数は868人、普通学級在籍者数は343人、中学校特別支援学級在籍者数は258人、普通学級在籍者数は152人となっている。また、平成29年度の肢体不自由特別支援学級在籍者数は、小学校で3,418人、中学校で1,090人となっており、この数字は年々増加している。
文部科学省平成29年度『特別支援教育資料』より。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm (2018.8.26).
- 17) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (2018.8.26)

【文献】

- 筑波大学附属桐が丘特別支援学校（2008）『肢体不自由教育の理念と実践』、ジァース教育新社。
- 長沼俊夫（2010）『肢体不自由のある子どもの教育における教師の専門性向上に関する研究』、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所専門研究B研究成果報告書。
- 古川勝也（2004）「肢体不自由養護学校における課題」、『21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究』、独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書、49-53。

（指導教員 立岩真也）